

廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性について（意見）

滋賀県公文書等の管理に関する条例第 8 条第 3 項に基づき、廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性について下記のとおり意見する。

記

1 経過

- (1) 滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、保存期間が満了したファイル等について、実施機関（原課）が一次選別を行い、公文書館が二次選別を行った。
- (2) 令和 7 年 9 月 19 日、当審議会に対し、保存期間が満了したファイル等のリストならびに一次選別および二次選別結果が提出された。
- (3) 当該リストに基づき、当審議会の各委員から一次選別および二次選別結果について、質問、意見等を提出した。
- (4) 令和 7 年 12 月 1 日、当審議会において、各委員からの質問、意見等に対する説明を受け、当審議会として歴史公文書等に該当し、移管すべきとするファイルを別紙のとおりとした。

2 意見

- (1) 一次選別および二次選別結果で移管とされたものに加え、別紙のファイルを公文書館に移管すべきである。
- (2) 保存期間が満了した文書の歴史公文書該当性を適切に検討する前提として、実施機関においては、例えば、単なる配布資料や他所属への回答文書等をファイルにとじる場合は、「配布資料」や「回答」といった文言をファイル名に含めるなど、より内容を把握しやすいファイル名を付与するとともに、滋賀県文書管理規程に基づいて適切な保存期間を設定するよう努められたい。
- (3) 選別手続において、文書管理システムに登録されているにもかかわらず使用の実態がないファイルが多数見受けられたため、一次選別において、各ファイルの使用実態の確認を徹底されたい。
- (4) 歴史公文書該当性の判断に当たっては、事業を熟知する実施機関の関与が欠かせないことから、歴史公文書の考え方等について実施機関の職員に研修を行うこと等により、レコードスケジュールおよび一次選別の精度の向上に努められたい。